

比較眼科学会会則

(名称)

第1条 本会は比較眼科学会（The Japanese Society of Comparative and Veterinary Ophthalmology）と称する。

(目的)

第2条 本会は動物の眼科学に関する研究の促進、成果の普及を図り、比較眼科学の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1) 学術年会の開催
- 2) 機関誌「比較眼科研究」の発行
- 3) 「比較眼科学会専門職制度」による人材の育成
- 4) その他本会の目的達成に必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は、普通会员、名誉会員、及び賛助会員とする。

- 1) 普通会员は比較眼科学領域の研究に関心を有する者で年会費を納入した者とする。普通会员は機関誌の配布を受け、学術年会及び機関誌に研究成果を発表することができる。
- 2) 名誉会員は比較眼科学の発展に功績のあった者で理事会が推薦し、総会の承認を得た者とする。名誉会員は機関誌の配布を受け、学術年会及び機関誌に研究成果を発表することができるが、年会費の納入義務はないものとする。
- 3) 賛助会員は本会の目的に賛同し、その事業を援助するため賛助会費を納入した個人または団体とする。賛助会員は機関誌の配布を受けることができる。

(入会)

第5条 本会に入会を希望する者は所定の入会申込書に年会費を添えて申し込むものとする。

(会員資格の喪失)

第6条 会員は次の各項の一つに該当するとき、その資格を喪失するものとする。

- 1) 本人の意思による退会
- 2) 会費の3年以上の滞納
- 3) 本会の名誉を損ない、理事会が除名を決議したとき

(会費)

第7条 普通会员及び賛助会員は別に定める年会費を納入しなければならない。既に納めた年会費は返還しない。

(役員)

第8条 本会に次の役員をおく。

| | |
|----------------------|-----|
| 会長 (President) | 1名 |
| 副会長 (Vice-president) | 1名 |
| 理事 (Director) | 若干名 |
| 会計監事 (Auditor) | 2名 |
| 評議員 (Trustee) | 若干名 |
| 顧問 (Advisor) | 若干名 |

役員の選出 理事及び会計監事は、別に定める選挙規定にしたがって選出され、総会の承認を得る。

会長及び副会長は理事の互選によって選出され、総会の承認を得る。

学術年会長は理事会の推薦により選出され、総会の承認を得る。

評議員は普通会员の中から会長が理事会の承認を得て委嘱する。

会長は本会を代表し、副会長及び理事とともに理事会を組織し、会務を処理する。

会長は必要に応じて理事会の承認を得て委員会を設けることができる。委員は会員の中から理事会の承認を得て会長が委嘱する。

副会長は会長を補佐し、会長事故の時には会長職務を代行する。

理事は理事会を組織し、会務を執行する。

会計監事は会計を監査する。また理事会に出席して意見を述べるができる。

学術年会長は学術年会を主催する。また、任期の前年度及び当該年度の理事会に出席し、意見を述べることができる。

評議員は評議員会を組織し、会長の諮問に答える。

会長及び副会長の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし連続しての再任は2回までとする。

理事及び会計監事の任期は3年とし、再任を妨げない。

(理事会)

第9条 理事会は会長が招集し、各委員会への諮問事項、その他の事項に付いて審議する。

(会務の執行)

第10条 理事は以下の事業の遂行に関し、分担し理事会に対しその責を負う。

2. 理事は総務、会計、教育・JCVFO、会誌、企画、国際、資格制度検討、基礎部会、臨床部会を分担して担当する。

(総会)

第11条 総会は通常総会及び臨時総会とする。

2. 通常総会は会長が召集し、年一回開催する。
3. 臨時総会は理事会が必要と認めたときに会長が召集し開催する。
4. 総会の決議有資格者は普通会员及び名誉会員とする。
5. 総会の決議は出席者の過半数の賛同により成立する。

総会における審議は次の各事項とする。

事業計画及び予算の承認

事業報告及び決算の承認

役員を選任と解任

会則の変更

その他理事会において総会の審議を必要と認めた事項

(機関紙)

第12条 機関誌には会則、会員の所属及び住所、JCVFO 会員の名簿を年一回掲載する。

(経理)

第13条 本会の会計年度は4月1日に始まり、3月31日に終わるものとする。

付則

本会の事務局は、担当理事のもとに置く。

普通会员の年会費は10,000円、賛助会員の年会費は70,000円とする。

制定 昭和56年3月23日

変更 昭和57年7月19日 付則 3、4

昭和58年7月18日 付則 3

昭和59年7月16日 付則 2、3

昭和60年7月22日 付則 3

昭和61年2月20日 付則 3

昭和62年7月27日 付則 3

平成元年7月31日 付則 3

平成3年7月29日 全文

平成7年7月20日 付則 3

平成7年9月1日 第1、11、12、13、14条

平成9年4月1日 付則 2

平成11年7月20日 全文

平成12年7月20日 第8条

平成13年7月20日 第10条、付則

平成13年12月22日 第3、4、6、8、9、10、11条

平成14年8月4日 付則

平成15年7月27日 付則